

I 災 害 の 概 況 と 対 策

1 概況

令和5年は6月30日～7月5日にかけての梅雨前線豪雨、8月2日～8月10日にかけての台風6号など、11回の異常気象により災害が発生した。

国土交通省所管公共土木施設災害の査定決定額は、県工事で173箇所5,302,652千円、市町村工事で172箇所3,929,262千円、合計で345箇所9,231,914千円であった。

異常気象別では、「8月2日～8月10日にかけての台風6号」の被害が最も大きく129件、3,575,459千円で全体査定決定額の約39%であった。次が「6月17日～6月22日にかけての梅雨前線豪雨」で2,518,167千円(約27%)、「6月30日～7月5日にかけての梅雨前線豪雨」で1,871,178千円(約20%)であった。

これら3つの異常気象の査定決定額合計が全体の約86%を占めた。

「6月6日から7月5日までの間の梅雨前線豪雨」による災害については、激甚災害に指定され、1町3村が国庫負担の嵩上げ措置の実施対象となった。

「平成27年5月29日から3月9日までの間の火砕流」「8月2日から同月10日までの台風6号」による災害については、局地激甚災害に指定され、併せて2町1村が国庫負担の嵩上げ措置の実施対象となった。

指定された市町村は次のとおり。

本激 6月6日～7月5日 梅雨前線豪雨
十島村・大和村・宇検村・瀬戸内町

局激 平成27年5月29日～3月9日 火砕流
屋久島町
8月2日～8月10日 台風6号
十島村・南大隅町

2 災害対策の促進

(1) 災害復旧事業

災害復旧事業は3か年で全箇所の復旧工事を完了するように予算措置が講じられるものであり、令和7年2月末時点で復旧進度は決定箇所数における88.1%の304箇所となっている。

(2) 河川等災害関連事業

災害復旧に当たり、改良費を加え未災箇所も含めて改良復旧を行うことにより事業の効果をより大きくするための事業である。

令和5年発生災害の改良復旧事業は、該当なし。